

## 訴訟追行要件に関する諸外国の比較

	主体	訴訟追行要件
アメリカ合衆国 (クラス・アクション)	クラス構成員	<p>基本的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての構成員を併合することが実際には困難であるという構成員の<u>多数性</u></li> <li>・ クラスに共通の法律上若しくは事実上の問題があるという<u>共通性</u></li> <li>・ 代表当事者の請求若しくは防御がクラスの典型的をなすという<u>典型性</u></li> <li>・ 代表当事者がクラスの利益を公正かつ適正に保護することができるという<u>適切性</u></li> </ul> <p>(b)(3) クラス・アクションの付加的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クラスの構成員に共通する法律又は事実にかかわる問題が各構成員個人にのみ関わる問題に優越するという<u>共通争点の支配性</u></li> <li>・ クラス・アクションが紛争の公正で効果的な裁判のための他の方法より優れているという<u>優越性</u></li> </ul>
(Parens Patriae)	州司法長官	<p>対象事案が反トラスト法の分野等に限定されている。</p> <p>クラスの構成員が州住民である自然人に限られている。</p>
カナダ(ケベック州)	クラス構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各構成員の請求が、同一、類似又は関連する、法律上又は事実上の問題を提起すること (<u>共通性</u>)</li> <li>・ 主張されている事実が求められている結論を正当化すると見られること</li> <li>・ グループの構成により第 59 条又は第 67 条の適用が困難又は実際のでないこと (<u>優越性</u>)</li> <li>・ 裁判官が代表者の地位を付与する構成員が、すべての構成員にとって適切な代表行為を確実になし得ること (<u>適切性</u>)</li> </ul> <p>クラス構成員となるについて法人等は制限あり。</p>
カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)	州の居住者で構成されるクラス構成員 裁判所は、クラス構成員でない者を代表原告として認可することができる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>a) 訴答書面(訴状)において訴訟原因が特定されていること</li> <li>b) <u>複数人</u>によって構成される識別可能なクラスが存在すること</li> <li>c) クラス構成員たちの請求が共通争点を有すること。その共通争点が個々の構成員のみに関わる争点よりも支配的であるかどうかは問わない (<u>共通性</u>)</li> <li>d) 共通争点の公正で迅速な解決のために、クラス訴訟が望ましい手続であること (<u>優越性</u>)</li> <li>e) 代表原告が、 ( )クラスの利益を公正かつ適切に代表するであろうこと (<u>適切性</u>)</li> </ol>

カナダ(プリティッシュ・コロンビア州)		<p>( )クラスを代表しての訴訟追行およびクラス構成員に対する通知に関して、<u>実行可能な方策を示す計画を提出</u>すること、かつ、</p> <p>( )クラスの共通争点に関して、他のクラス構成員と対立する利益を有しないこと</p> <p><u>認可の拒絶理由とならない事項</u></p> <p>a) 求められた救済の中に含まれている損害賠償が、共通争点についての判定の後に個人別の算定を必要とするものであること</p> <p>b) 求められた救済がクラス構成員ごとに別個の契約に基づくものであること</p> <p>c) クラス構成員の違いに応じて異なる救済が求められていること</p> <p>d) クラスの構成員の人数または各構成員の氏名・住所等が不明であること</p> <p>e) クラスの全構成員によって共有されない共通争点を有する請求を有する下位クラスが全体クラスの中に含まれていること</p>
カナダ(オンタリオ州)	クラス構成員	<p>訴答書面に(訴状)に<u>訴訟原因が示されていること</u></p> <p><u>複数人からなるクラスが識別可能であること</u></p> <p>クラスの構成員たちの請求が共通の争点を有すること(<u>共通性</u>)</p> <p>共通の争点の解決のために、クラス訴訟が望ましい手続であること(<u>優越性</u>)</p> <p>代表原告または代表被告が、( )クラスの利益を公正かつ適切に代表するであろうこと</p> <p>( )クラスの共通争点に関して、他のクラス構成員と対立する利益を有しないこと(<u>適切性</u>)</p> <p>クラスのために訴訟を遂行し、かつ構成員に対して告知を行うための<u>実効性のある方法を示す計画を提出</u>すること</p> <p><u>認可の拒絶事由とならない事項</u></p> <p>1. 求められた救済の中に含まれている損害賠償が、共通争点についての判定の後に個人別の算定を必要とするものであること</p> <p>2. 求められた救済が、クラスの構成員ごとに別個の契約に基づくものであること</p> <p>3. クラスの構成員ごとに異なる救済が求められていること</p> <p>4. クラスの構成員の人数または各構成員の氏名・住所等が不明であること</p> <p>5. クラスの全構成員によって共有されない共通争点を有する請求または防御方法を有する下位クラスが(全体クラスの中に)含まれていること</p>

<p>デンマーク<sup>1</sup></p>	<p>法律上の権限を有する公的機関</p> <p>クラス構成員・集団訴訟の追行を団体の目的範囲に含む団体はオプト・イン型の集団訴訟を提起することはできるが、オプト・アウト型の集団訴訟を提起することは認められていない。</p>	<p>1)第 254 条 a において定められた共通の請求に該当すること(共通性)</p> <p>2)すべての請求につきデンマーク国に管轄権があること</p> <p>3)請求の 1 つにつき、裁判所が土地管轄権を有すること</p> <p>4)請求の 1 つにつき、裁判所が事物管轄権を有すること</p> <p>5)請求を審理するにつき集団訴訟が最善の方法であること(優越性)</p> <p>6)グループメンバーを特定することができ、それらの者について適切な方法で通知することができること</p> <p>7)第 254 条 c に基づき、集団の代表者を任命することができること(適切性)</p> <p>共通争点の個別争点に対する支配性は明文で規定されていないのは、そもそも個別争点は集団訴訟での審理になじまないという考え方が一般的と推察され、支配性の要件は実質的に問題とならないとされる。</p> <p>オプト・アウト型が認められるための要件</p> <p>請求の規模が小さいため個別訴訟の提起が規定できないことが明らかであり、かつ集団訴訟への参加申出を待つことも当該請求の扱いとして不適切であること</p> <p>少額の程度としては法案理由書では、一人当たり 2,000 デンマーククローネ<sup>2</sup>以下の請求としていた。</p>
<p>ノルウェー<sup>3</sup></p>	<p>クラス構成員</p> <p>特定の利益の保護を目的とする組織、団体</p> <p>公的機関</p>	<p>a)複数の法律上の人、事実上又は法律上の基礎が同一又は実質的に共通である権利または義務を有すること(共通性)</p> <p>b)複数の請求が、同一の構成による裁判所によって審理することが可能であり、かつ同一の手続規則に基づいて大部分は審理することが可能であること</p> <p>c)当該複数の請求を処理する手段として集団訴訟手続が最も適切であること(優越性)</p> <p>d)第 35-9 条に基づいて集団代表者を選任することが可能であること(適切性)</p> <p>典型性の要件と支配性の要件は対応する規定がないが、裁判所が集団訴訟を認可する際に実質的に判断していると考えられる。</p> <p>オプト・アウト型が認められるための要件</p> <p>a)その者たちが有する請求権の金額又は利益が非常に小さく、その者たちの中の相当に多数の</p>

<sup>1</sup> 上原敏夫「デンマークにおけるクラスアクション(集団訴訟制度)の概要」NBL917号72頁以下(2009年)

<sup>2</sup> 1デンマーククローネ=約14.6円(2010/07/06時点)

<sup>3</sup> 三木浩一「ノルウェーにおけるクラスアクション(集団訴訟制度)の概要(上)(下)」NBL915号46頁、916号51頁以下(2009年)

		者が個別の訴えを提起することはないであろうと推測される場合、かつ b)個別審理の必要がある争点が生じることはないと判断される場合。
--	--	--

オプト・イン型

国	主体	訴訟追行要件
スウェーデン <sup>4</sup>	クラス構成員 非経済的社団 公的機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訴えが、集団構成員の請求のために共通または類似する事実に基づくとき（<u>共通性</u>）</li> <li>2. 集団訴訟が、若干の集団構成員の請求権が本質的に他の者の請求と異なることに基づき不適切であることが判明しないとき（<u>支配性</u>）</li> <li>3. 集団訴訟に係わる請求の大部分が、集団構成員自身による訴えを通じては同等に良く追求することができないとき（<u>優越性</u>）</li> <li>4. 集団が範囲、限定およびその他によって<u>適切に特定される</u>とき、ならびに</li> <li>5. 原告がその本案に関する利益、集団訴訟を行う経済的条件およびその他の事情一般にかんがみ当該事件において集団構成員を代表するのに適切であるとき（<u>適切性</u>）</li> </ol>

<sup>4</sup> 「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会（第10回）」配布資料 参考資料1より

二段階型

国	主体	訴訟追行要件
ブラジル 消費者保護 法	検察庁、連邦、州、市郡および連邦区、公的機関 及び省庁 団体	クラス・アクションの対象となる権利（消費者保護法第 81 条） 拡散的権利 集合的権利 同種個別的権利
フランス BRETON 法 案	全国レベルの認可消費者団体	対象となる権利の条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の事業者による製造物の販売又は役務の提供に関する同一のタイプの契約に基づく契約上の義務の不履行又は不完全履行を原因とするもの</li> <li>・ 複数の自然人である消費者に生じたもの</li> <li>・ 個人的に生じた物質的損害及び権利享受の障害の賠償</li> <li>・ 身体の完全性に対する侵害は除外されている。</li> <li>・ 対象となる損害賠償額の上限がある（2,000 ユーロ<sup>5</sup>の予定であった）</li> </ul>

<sup>5</sup> 1 ユーロ = 約 110 円（2010/07/06 時点）